

信州大学社会基盤研究所と信州うえだファームの連携に関する覚書

令和3年8月17日

信州大学社会基盤研究所（以下「甲」という。）と有限会社信州うえだファーム（以下「乙」という。）は、国立大学法人信州大学とJA長野県グループとの包括的連携に関する協定書の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

甲 信州大学社会基盤研究所

所長

丸窓 昌太郎

（目的）

第1条 本覚書は、ぶどうの果汁成分分析手段を地域の生産者に提供する事業において、甲乙が相互に連携して、地域の農業・産業の振興に寄与することを目的とする。

乙 有限会社信州うえだファーム

第2条 甲乙は、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) ぶどう果汁成分の分析手段・方法に関すること。
- (2) 生産者に分析手段を提供する仕組みや場所に関すること。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

常務取締役

船田寿夫

（守秘義務）

第3条 甲乙は、本覚書に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本覚書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本覚書は、締結の日から発効し、国立大学法人信州大学とJA長野県グループとの包括的連携に関する協定書の有効期間の満了と同時に終了するものとする。

（その他）

第5条 本覚書に定める事項について疑義が生じた場合又は本覚書に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙双方が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。